

感染症に係る准職員等の休暇に関する規程

令和2年3月2日 理事長決定

(目的)

第1条 この規程は、令和2年に発生した新型コロナウイルス（以下「感染症」という。）対応として、臨時的任用職員（以下「准職員等」という。）の休暇に関して、臨時的任用職員就業規則に定めるもののほか必要な事項を定める。

(休暇の取扱い)

第2条 准職員等が感染症に罹患したときは、職員就業規則第28条第17号及び第21号の規定を準用する。この場合において、休暇は1時間単位で取得できるものとする。

(学校等の休業対応)

第3条 学校等が休業の場合において、准職員等の子が小学生若しくは特別支援学級又は特別支援学校に通う子の世話をするために休業するときの休暇は、職員就業規則第28条第23号の規定を準用する。この場合において、休暇は1時間単位で取得できるものとする。

2 前項の場合において、准職員等は出来るだけ出勤できるよう子の預け先について配慮するものとし、その経緯について施設長に報告しなければならない。

(雑則)

第4条 この規程に定めるもののほか、感染症に係る准職員等の動態について必要な事項は理事長が別に定める。

附 則

1 この規程は、令和2年3月2日から施行し、令和2年2月26日から適用する。